

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>クリスタルパーク恵那スケート場（以下「スケート場」という。）は、供用開始時からアイスパネル方式による屋外スケート場として運営を行っている。</p> <p>アイスパネル方式とは、冷凍機で冷却された不凍液をリンクに敷き詰められたアイスパネル（冷却管）へ流し込み、不凍液を循環させることにより、短時間に良質の氷を構築する製氷方法である。</p> <p>このアイスパネル方式は、（株）パティネレジャーが開発した技術であり、アイスパネル部分の製造は同者のみが行っている。</p> <p>また、製氷機の根幹を成す冷凍機についても、アイスパネル方式に合わせた調整がなされている。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>既設のアイスパネル方式は（株）パティネレジャーがスケート場の特性に合わせて、特別に製造したものである。</p> <p>また、冷凍機は、多数の部品により構成された複雑な設備であり、アイスパネル方式に合わせた調整がなされているため、これを修繕するにあたっては、各種部品の機能・構造を熟知しているアイスパネル製造者による調整が必要である。</p> <p>以上のことから、本工事を施行できるのは、（株）パティネレジャーのみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。